

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子どもたちにきめ細かに対応したり、教職員が心身ともに健康を維持して教育活動に携わったりなど、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が1ヶ月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

本市でも、教育支援室を設置していただいたり、個に応じたきめ細かな指導のための市費負担教職員を増やしていただいたり、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保証をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもたちの学びを保証するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、次の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

山梨県上野原市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣